

# 長崎県 薬剤師奨学金返還支援制度

～県内の対象病院就職で最大180万円の補助～

## ■ 支援対象者

次の①～③に該当する

**薬学生** または **既卒者** (薬剤師免許取得済み又は予定の方を含む)

- ①在学時に貸与を受けた奨学金の返還残額がある方
- ②対象施設に就業を希望する又は就職済みの方
- ③対象施設への個人情報の提供に同意する方

募集枠 **5名** / 年  
(予定)  
※募集時期はHPで  
お知らせします



## ■ 対象施設

次の①～③の要件を満たし**登録を受けた**長崎県内の**病院**

- ①病院の薬剤師少数区域※<sup>1</sup>に所在していること
- ②支援対象者を正規雇用しようとする意思があること
- ③支援対象者が受講可能な教育研修プログラム※<sup>2</sup>を整備していること

※1 国が示す薬剤師偏在指標に基づき、国が定めた二次医療圏単位で薬剤師が少数と設定された区域

☞ 佐世保県北、県央、県南、五島、上五島、壱岐、対馬 (令和7年10月末現在)

※2 病院独自のプログラム又は県が策定しているプログラム



## ■ 補助内容

交付対象期間中に本人が支払った奨学金の返還額の一部を補助

<主な奨学金>

日本学生支援機構奨学金  
市町が実施している奨学金 他

年額上限  
**36**万円

総額上限  
**180**万円  
(最大5年間)

## ■ 交付要件

- ✓ 対象施設に薬剤師として正規雇用により就職
- ✓ 県が策定する、又は認めるプログラムに基づく教育研修の受講
- ✓ 交付対象期間の1.5倍以上の期間、対象施設に継続勤務

他

病院薬剤師として  
長崎県で働くあなたを  
応援します！



【お問い合わせ】

福祉保健部薬務行政室

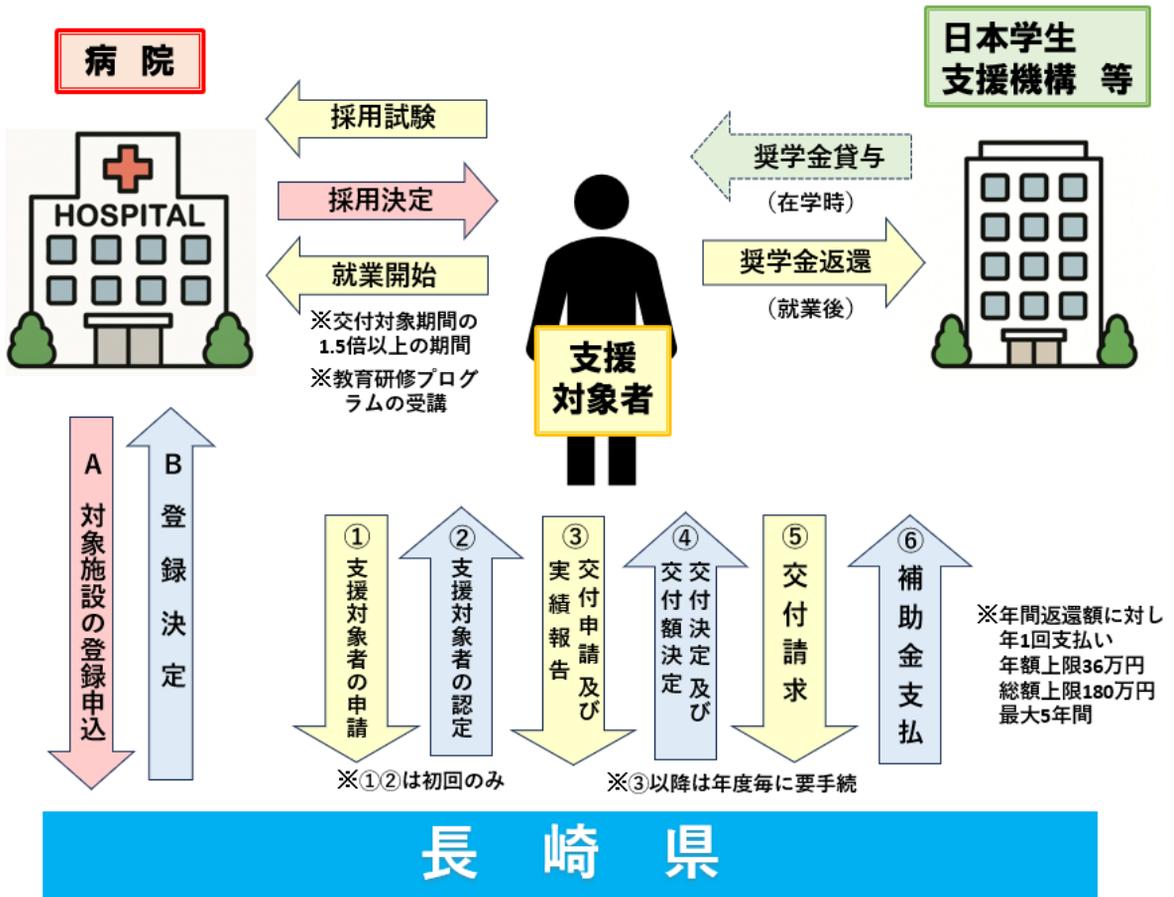
〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL: 095-895-2469 FAX: 095-895-2574

メール: s04740@pref.nagasaki.lg.jp



# 長崎県薬剤師奨学金返還支援制度フロー図



## 【本制度に関する諸手続】

### ★薬学生・既卒者の方へ

はじめに**支援対象者の認定**を受ける必要があります。

※募集時期はホームページで別途お知らせします。

- ①奨学金返還補助金支援対象者認定申請書の提出
- ②必要に応じて届出（薬剤師国家試験の合否や就職の報告等） 他

### ★病院関係者の方へ

本制度の**対象施設となる病院**を随時募集しています。

※要件はオモテ面に記載しています。

- ①対象施設登録申込の提出
- ②必要に応じて届出（登録事項変更等）

詳しくは薬務行政室ホームページをご参照ください。

各様式のダウンロードやQ & Aはコチラから

長崎県薬剤師確保対策

